

入 札 説 明 書

住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器賃貸借契約に係る一般競争入札について（令和 7 年 6 月 30 日公告）は、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

青森県知事 宮下 宗一郎

2 一般競争入札に付する事項

- （１）次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その物件等に要求する仕様等は、別紙仕様書のとおり。

住民基本台帳ネットワーク代表端末等機器 一式

- （２）賃貸借期間は、令和 7 年 11 月 1 日から令和 12 年 10 月 31 日までとする。

ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。

- （３）設置場所

別紙仕様書のとおり。具体的な設置場所は、別途指示する。

3 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒030-0801

青森県青森市新町二丁目 4 番 30 号

青森県総務部行政経営課（以下「行政経営課」という。）システム管理運用グループ

TEL 017-734-9160 （担当：笹田）

FAX 017-734-8036

4 入札及び契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札に参加する者に必要な資格

- （１）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する者に該当しない者であること。

- （２）令和 5 年 6 月 12 日青森県告示第 404 号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和 6 年 2 月 13 日青森県告示第 86 号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和 7 年 2 月 10 日青森県告示第 60 号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、ＯＡ機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてＡの等級に格付された者であること。

- (3) 入札の日において、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 納入する機器等について、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

6 入札に対する質問

- (1) 質問がある場合、次により提出すること。ただし、一般的事項に関しては随時、電話または口頭により照会して差し支えないこととする。

ア 提出期間

令和7年7月8日(火) 正午まで

イ 提出場所

3に同じ

ウ 提出方法

質問書(別紙様式4)により、原則として電子メールにより提出するものとし、やむを得ない場合に限り、持参、郵送又はファクシミリによる提出を認めるものとする。

また、質問者は、質問書を提出した際には電話により県に到着の確認をすること。

なお、電送時における件名及び送信先メールアドレスは次のとおり。

(ア) 件名: 「住民基本台帳ネットワーク代表端末等機器入札質問書」の提出

(イ) メールアドレス: juki_net@pref.aomori.lg.jp

- (2) 回答については、令和7年7月9日(水)午後5時までに青森県行政経営課ホームページにより公表する。

7 資格の審査等

- (1) 入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書(別紙様式1)(以下「申請書」という。)に次の関係資料を添えて、令和7年7月11日(金)正午までに行政経営課長に提出しなければならない。

また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。

なお、各証明書には、当該入札への参加を希望する者の住所及び氏名(法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名)を記名及び押印(外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名)しなければならない。

① 次の競争入札参加資格審査結果通知書の写し 1部

ア 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書

イ 役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格審査結果通知書

② 納入物件証明書(別紙様式2) 1部

ア メーカー名、機器名及び型番等機器形状、性能、仕様の確認が一般的手法で行うことのできるように記載すること。

イ 仕様書の「6 調達物件」に掲げる仕様を満たしていることが確認できる資料を添付すること。

③ 保守体制証明書（別紙様式3） 1部

ア 賃貸借物件の保守が行える事業所の一覧

設置場所の最寄りの保守が行える事業所の名称、所在地、入札参加者との関係当該物件の保守実績（過去1から3年程度）が明示されていること。

イ 技術員の派遣体制

技術員の数、緊急時の連絡系統、派遣方法、派遣に要する時間（概ね1時間程度）が明示されていること。

（2）（1）の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

なお、納入物件が仕様書の要件に合致していることの証明は申請者が行うこと。

（3）（1）の審査結果については、当該提出者に対して書面により別途通知する。

8 落札対象

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされていると判断した申請書等を提出した者に係る入札書のみを落札対象とする。

9 入札書（別紙様式5）の記載要領

（1）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち契約初年度の契約金額となる5か月分に相当する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

（2）入札書には、入札年月日、入札価格及び入札件名（入札に係る物件の名称及び数量）を記載の上、入札者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

なお、代理人が入札を行う場合は、併せて、代理人の氏名（法人の場合には、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名及び押印しなければならない。

10 入札書の提出方法等

（1）入札書は、封筒に入札書を入れて封印の上、入札件名及び入札者の氏名（法人の場合には、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を表記するものとする。なお、再度入札する場合も同様とする。

（2）郵送、電話、電報、ファクシミリ及び電子メールによる入札は、認めないものとする。

（3）入札につき代理人がこれを行う場合は、委任状（別紙様式6）を入開札日時までに行政経営課長に提出しなければならない。

11 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年7月17日(木) 午前11時

(2) 場所

青森県青森市長島一丁目1番1号(または青森市新町二丁目4番30号)

青森県庁舎北棟2階236会議室

12 入札の立ち会い等

(1) 入札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

(2) 入札につき代理人が立ち会う場合は、委任状(別紙様式6)を開札日時までに行政経営課長に提出しなければならない。

ただし、本入札に係る委任状を既に県に提出している場合であって、当該委任状により委任を受けた代理人が開札に立ち会う場合は不要とする。

(3) 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない。

13 入札保証金

入札保証金は、青森県財務規則(昭和39年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。)第132条第1項第2号の規定により免除する。

14 落札者の決定方法

(1) 8の規定により落札対象と判断され、かつ、規則第137条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 再度入札等

(1) 再度入札を含め、全ての入札執行回数は3回を限度とする。

(2) 開札した場合において落札となるべき入札者がいないときは、直ちに同会場にて再度の入札を行う。

この場合において、入札書の提出が無い者については、再度入札を辞退したものとして取り扱う。

(3) 無効の入札を行った者は再度の入札に参加することはできない。

(4) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は落札者がいないときは、最低価格入札者と随意契約により契約を締結する。

16 入札の無効

- (1) 入札の参加資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札について二以上の入札をした者の入札
- (3) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- (5) その他入札条件に違反した入札

17 契約金額

落札金額をもって令和7年度の契約金額とする。ただし、令和8年度から令和11年度までの各年度の契約金額は、落札金額に12を乗じた額を5で除して得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、令和12年度の契約金額は落札金額に7を乗じた額を5で除して得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

18 契約保証金

- (1) 契約期間中初年度の契約金額（翌年度以降の各年度においては各年度の契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付し、又は契約保証金に代わる担保を提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。
 - ア 保険会社との間に件を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらすべてを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (2) (1)に記載する契約保証金の免除要件その他については、翌年度以降における各年度の契約金額についても同様であること。

19 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から7日以内

20 検査

検査は、規則第163条に規定するもののほか、契約書及び仕様書に定めるところにより行うものとする。

21 契約代金の支払方法

契約代金は、上記20の検査に合格した後において、当該契約者の請求により支払うものとする。

22 その他

- (1) この競争入札を行う場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は、規則の別記第一の「入札者心得書」（ただし、第6条(B)及び第9条を除く。）記載のとおりとする。
（別紙入札心得書確認のこと。）
- (2) 本契約は、契約手続に係る書類の授受について、電子契約サービスを利用して行うことができるものとする。

(別紙様式1)

令和 7 年 月 日

青森県知事 殿

一般競争入札参加者

住所又は所在地

名称又は商号

代表者氏名

㊞

担当者氏名

㊞

連絡先電話

一般競争入札参加資格審査申請書

一般競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係資料を添えて、下記のとおり申請します。なお、この申請書及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札件名 住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器賃貸借に係る一般競争入札
- 2 提出書類の名称及び提出部数

※ 2の提出書類の名称及び提出部数については、提出する各証明書又は書類ごとに(1)から順に番号を付け、その提出部数を記載すること。

(別紙様式2)

納入物件証明書

令和 7 年 月 日

青森県知事 殿

住所又は所在地

名称又は商号

代表者氏名



住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器賃貸借に係る一般競争入札について、
県が示した仕様を満たしている納入物件は、下記のとおりであることを証明します。

記

- 1 入札件名 住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器賃貸借に係る一般競争
入札

2 納入物件一覧表

機器名	型番	数量	備考

(注) 仕様書の「6 調達物件」に掲げる仕様を満たしていることが確認できる資料を添付
すること。

(別紙様式3)

保守体制証明書

令和 7 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

住所又は所在地
名称又は商号
代表者氏名

印

住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器賃貸借契約に係る一般競争入札について、当該物件の保守体制は、下記のとおりであることを証明します。

記

- 1 入札件名 住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器賃貸借契約に係る一般競争入札

2 保守の体制

最寄りの保守事業所の名称・住所又は所在地	名称) 所在地) 電話番号) FAX 番号)
技術員の数	
責任者氏名	
担当者氏名・電話番号・FAX 番号	氏 名) 電話番号) FAX 番号)
入札者との関係	
点検整備等の実績（過去3年間）	
派遣に要する時間	
派遣方法	

(注) 技術員の派遣体制

当該派遣依頼に係る修理等の内容に応じた通常時及び緊急時における技術員の派遣に係る連絡受付先及び連絡系統、派遣方法並びに所要時間等を連絡系統図として別葉により記載する。

(別紙様式4)
行政経営課システム管理運用グループ 担当あて
(E-mail:juki_net@pref.aomori.lg.jp)

質 問 書

令和 7 年 月 日

青森県知事 殿

住所又は所在地
名称又は商号
代 表 者 氏 名 印
連絡先)
担当者名
電 話
F A X
E-Mail

住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器賃貸借に係る一般競争入札について、
次のとおり質問がありますので提出いたします。

質問事項	質 問 内 容

※ 電子メールにより送付する場合は、押印不要とする。

(別紙様式 4)

令和 7 年 月 日

青森県知事 殿

住所又は所在地

名称又は商号

代表者氏名

印

委任代理人

印

入 札 書

¥

落札となった場合の契約金額は、この入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。

件 名 住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器賃貸借に係る一般競争入札

名称及び数量 住民基本台帳ネットワーク代表端末等機器 一式

(別紙様式5)

委 任 状

令和 7 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

住所又は所在地

名 称 又 は 商 号

代 表 者 氏 名

㊞

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者 住 所

氏 名

代理人使用印鑑

記

入札（見積り）件名

住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器賃
貸借に係る一般競争入札

入札年月日

令和7年7月17日（木）午前11時

入札者心得書

(競争入札の参加者の資格)

第1条 競争入札には、次の各号のいずれかに該当する者は、参加することができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 競争入札に参加しようとする者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、3年以内で知事が定める期間競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も、また同様とする。ただし、特別な理由があると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約（仮契約）を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(一般競争入札参加の申出)

第2条 一般競争入札に参加しようとする者は、当該一般競争入札に係る公告において指定した期日までに、前条第1項に規定する者でないことを確認できる書類及び当該公告において指定した書類を添えて、契約担当者等にその旨を申し出なければならない。

2 前項の申出は、電子入札においては電子入札システムを使用して行わなければならない。ただし、契約担当者等が入札書による入札を認めた場合は、この限りでない。

3 前項本文の規定による申出は、契約担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に契約担当者等に到達したものとみなす。

(入札保証金)

第3条 入札者は、入札書提出前に、見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を出納員又は分任出納員に納めなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 前項の入札保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次に掲げる有価証券等を担保として提供することによって、これに代えることができる。

- (1) 政府の保証のある債券
- (2) 金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (3) 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（以下「金融債」という。）
- (4) その他知事が確実と認めた担保

3 前項の担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。

- (1) 国債及び地方債 政府に納むべき保証金その他の担保に充用する国債の価格に関する件（明治 41 年勅令第 287 号）の規定及びその例による金額
- (2) 政府の保証のある債券及び金融債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の 8 割に相当する金額
- (3) 金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手の券面金額
- (4) その他知事が確実と認めた担保 別に定める額

4 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下この条において同じ。）は、開札が終わった後に還付する。ただし、落札者に対しては、契約（仮契約）を締結した後に還付する。

5 落札者は、入札保証金を契約保証金の一部又は全部に充当することができる。

6 落札者が契約（仮契約）を締結しないときは、入札保証金は県に帰属する。

（入札等）

第 4 条 入札に参加する者は、仕様書、図面、契約書（仮契約書）案、現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、契約書（仮契約書）案、現場等について疑点があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告又は通知書に示した時刻までに、入札箱に入れなければならない。

3 電子入札に参加する者（契約担当者等が入札書による入札を認めた者を除く。）は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による入札書による入札に代えて、その使用に係る電子計算機に、知事の定めるところにより、入札金額その他の事項を入力し、契約担当者等の指定した日時までに、当該契約担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

4 入札者は、その提出した入札書又は契約担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させた入札金額その他の事項の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

5 入札者が代理人により入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。

6 入札者又はその代理人は、同一の入札において、他の入札者の代理人となることができない。

7 入札者は、契約担当者等から入札金額の内訳を記載した書面の提出又は提示を求められたときは、これに応じなければならない。

8 入札は、郵便によって行うことができない。

（入札の辞退）

第 4 条の 2 一般競争入札に参加する者及び指名業者（指名競争入札の参加者に指名した旨の通知を受けた者をいう。以下同じ。）は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札

を辞退することができる。

- 2 指名業者が入札を辞退しようとするときは、当該入札を辞退する旨を明記した書類を契約担当者等に提出しなければならない。
- 3 前項の書類の提出は、電子入札においては電子入札システムを使用して行うことができる。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第4条の3 入札に参加する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札に参加する者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札に参加する者が入札する金額又は入札の意志についていかなる相談も行わず、独自に入札する金額を定めなければならない。
- 3 入札に参加する者は、落札者の決定前に、他の入札に参加する者に対して入札する金額を開示してはならない。

(入札の中止等)

第4条の4 不正の入札が行われるおそれがあると認めるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期するものとする。

(無効の入札)

第5条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札の参加資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札について二以上の入札をした者の入札
- (3) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行なわれたと認められる入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- (5) 入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金を納付しない者又は入札保証金額の納付額が不足であるもののした入札
- (6) その他入札条件に違反した入札

(同価入札の取扱い)

第6条(A) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

~~第6条(B) 同価の入札をした者が2人以上あるときの落札者の決定については、入札数量の多い者を先順位の落札者とするものとし、入札数量が同一であるときは、直ちに、くじで先順位の落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。~~

(契約保証金)

第7条 落札者は、契約を締結するときまでに、契約金額の100分の5（1件500万円を超える

工事の請負契約にあつては、10 分の 1) 以上の契約保証金を出納員又は分任出納員に納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。

2 前項の契約保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次に掲げる有価証券等を担保として提供させることによってこれに代えることができる。

(1) 第 3 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる有価証券

(2) 銀行若しくは知事が確実と認めた金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証

(3) その他知事が確実と認めた担保

3 前項第 2 号の担保の価値は、その保証する金額とする。

4 第 3 条第 3 項の規定は、契約保証金についてこれを準用する。

(契約書の取りかわし)

第 8 条 落札者は、落札決定の日から 7 日（契約の締結について議会の議決を要するものについては、議会の同意があつた旨の通知を受けた日から 7 日）以内に契約書（仮契約書）を取り交わさなければならない。ただし、契約（仮契約）締結延期の承認を受けたときは、この限りでない。

2 落札者が前項の期限（締結延期の承認を受けたときは、その期限）までに契約書（仮契約書）を取り交わさないときは、落札者としての地位を失うものとする。

~~（保証人）~~

~~第 9 条 落札者は、契約（仮契約）を締結するときは、建設工事若しくは 1 件 500 万円を超えない製造の請負の場合又は物品の買入れの場合を除き、自己と同等以上の資格及び能力を有する保証人を立てなければならない。~~